



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

住みよいまちづくりは 風土・人づくりから

②4 木造住宅の耐震診断と耐震補強工事助成

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的に、木造住宅の耐震診断と耐震補強工事に助成しています。

また、平成20年4月から木造住宅耐震診断相談士無料派遣事業も開始しましたのでご利用ください。

助成制度の種類

- 木造住宅耐震診断相談士無料派遣事業
- 木造住宅耐震診断助成事業
- 木造住宅耐震補強工事助成事業

木造住宅耐震診断相談士無料派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅一戸建て住宅の耐震診断を希望される方に、無料で岐阜県木造住宅耐震相談士（以下「相談士」）を派遣して耐震診断を行い、後日、診断結果と概算補強費などのアドバイスを行います。

○申し込み要件

- ・一戸建ての住宅（店舗等併用住宅は延べ床面積の1/2以上が住宅部分）であること。
- ・在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法によるものであること。
- ・「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットで自己診断を行い、このパンフレットを申請書に添えること。（役場建設課で配布）

木造住宅耐震診断助成事業

昭和56年6月1日以後に着工された木造一戸建て住宅、長屋、共同住宅および、56年5月31日以前に着工された長屋と共同住宅の耐震診断も費用の一部を助成します。

耐震診断を行う相談士への依頼は、申請者から直接相談士に行っていただきます。その際に診断料、診断方法などについて相談士から説明を受けてください。

○助成の内容

助成対象限度額	補助率	助成限度額
45,000円	2/3	30,000円

○申し込み要件

- ・併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅部分であること。
- ・在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法によるものであること。
- ・賃貸住宅は、診断について居住者の承諾を得ているもの。

木造住宅耐震補強工事助成事業

上記の制度を利用して耐震診断を受けた木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工され補強が必要とされた木造住宅の耐震補強工事に対して費用の一部を助成します。

○助成の内容

助成対象限度額	補助率	助成限度額
1,200,000円	7/10	840,000円

○申し込み要件

- ・相談士が耐震補強に関する設計および工事監理を実施する耐震補強工事であること。
- ・耐震診断の結果、建物評点が1.0未満とされた木造住宅で、評点が一定以上あがる耐震補強工事であること。

【注意事項】

- ・耐震診断、耐震補強の助成の実施可能な件数には限りがありますので、お早めにお申し込みください。
- ・上記以外にも詳細な条件や受付期間などがありますので、申請を出される前に建設課にご相談ください。

【問合先】 建設水道部建設課